

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	3	第1	7					開業準備期間	令和8年7月～令和8年8月とあるが、積算する上で令和8年7月1日～令和8年8月24日と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	3	第1	7					事業のスケジュール	貴市側で行われる造成工事完了が遅延した場合、施設的设计・建設(令和6年7月～令和8年6月の2年間)も造成工事遅延期間分が後にずれるものの、設計・建設の期間は2年間確保していただけるという理解でよろしいでしょうか。	造成工事が遅延した場合は協議を行います。
3	入札説明書	5	第2	1	(1)	ア			入札参加者の構成等	設計企業と工事監理企業はそれぞれの参加資格要件を満たしていれば、同一企業でも宜しいでしょうか。	可とします。
4	入札説明書	5	第2	1	(1)	イ			入札参加者の構成等	代表企業の定義に運営企業が担うこと等の表現がありませんが、建設企業やコンサルティング企業等が担っても構わないのでしょうか。	可とします。
5	入札説明書	5	第2	1	(1)	オ			入札参加者の構成等	SPCへの出資は、代表企業及び構成員での出資比率が50%を超えていけば、代表企業以外の構成企業の出資比率に制限は無いと考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	6	第2	1	(2)	エ	(ア)	d	要件	HACCP認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設、ドライシステムの特定給食施設のうち、いずれかの実績があればよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	6	第2	1	(2)	エ	(ア)	d	要件	HACCP認証取得施設の実績証明は導入認定書もしくは、HP等での記載の写しでもよいでしょうか。	認証機関の証明があるものとしてください。
8	入札説明書	6	第2	1	(2)	エ	(ア)	d	要件	c及びdが同じ実績でもよろしいでしょうか。同じ実績の場合は証明書類は1部でよろしいでしょうか。	可とします。
9	入札説明書	7	第2	1	(2)	エ	(ウ)	d	構成企業の個別参加資格要件	(a)、(b)、(c)の何れも公共工事と理解して良いでしょうか。	公共工事に限りません。
10	入札説明書	8	第2		(2)	エ	(カ)	b	入札参加者の参加資格要件	地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた施設の調理業務を元請で契約し、とありますがPFIやDBOによるSPCからの請負契約での受託実績でもよろしいでしょうか。	可とします。
11	入札説明書	8	第2		(2)	エ	(カ)	b	入札参加者の参加資格要件	配送企業の参加資格要件は「その他企業」でよろしいでしょうか。運営企業の要件(カ)b「調理業務を元請で契約し…」を満たす配送企業はないと思われますので、お尋ねします。	配送企業が構成企業として参加する場合の参加資格要件は「その他企業」の参加資格要件です。
12	入札説明書	8	第2	1	(2)	エ	(カ)	b	構成企業の個別参加資格要件	「契約し、完了した実績を有すること」とは現在は契約しておらず、平成21年4月1日以降に契約し、令和4年3月31日に契約が終了した施設でも実績とみなすと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	8	第2	1	(2)	エ	(キ)		構成企業の個別参加資格要件	運営企業とは別に給食の配送・回収を担当する企業は「その他企業」として構成員として参加できると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	8	第2	1	(2)	エ	(カ)	b	参加資格に関する事項	運営企業の参加要件として、 ①平成19年4月1日以降にHACCP認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定給食施設 ②平成21年4月1日以降に、学校給食衛生管理基準に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた施設 上記2点のうちどちらかの調理業務を元請で契約し、完了した実績を有していれば良いという認識で宜しいでしょうか。また完了した実績について、一度契約満了し、業務を継続している施設も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
15	入札説明書	9	第2	2	(2)				構成企業の制限	入札公告に記載された開札日時(令和6年2月21日)以外で(参加表明確認基準日の翌日から、落札者決定日までの間に)、岡山市指名停止基準に基づく指名停止または、指名留保期間中である場合は、参加資格は失格とならないとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告に記載された開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中である場合は、入札参加資格を満たしません。また、開札後落札者を決定するまでの間に、指名停止等を受けた場合(当該指名停止等の理由となった事案が本事業の入札前に発生したものである場合に限り)は、失格となります。
16	入札説明書	11	第2	4	(2)	ア			SPC設立等の要件	特定事業仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立する場合、所在地は給食センター内は不可とされていますが、構成員に岡山市内企業があれば当該住所においてSPCの設立は認められるでしょうか。	岡山市内企業である構成員の所在地にSPCを設立することは可とします。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
17	入札説明書	13	第3	1	(1)				事業者の募集・選定スケジュール(予定)	入札説明書等に関する質問回答書(2回目)の公表予定日である10月16日(月)から、提案書類及び入札書の提出である11月10日(金)の期間について、質問回答の内容によっては計画や提案内容の見直しが発生することも想定されることから、質問回答書の公表日を早めて頂くよう変更して頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
18	入札説明書	13	第3	1	(1)				事業者の募集及び選定基準	令和6年1月に「入札参加者に対するヒアリング」とありますが、プロジェクター等を用いたプレゼンテーションも併せて実施予定でしょうか。	プロジェクター等を用いたプレゼンテーションを実施する予定です。
19	入札説明書	13	第3	1	(1)				事業者の募集・選定スケジュール(予定)	可能な限り貴市の要望に沿う提案をしたいと考えております。入札説明書等に関する質問とは別で、貴市との対話の機会を設けていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
20	入札説明書	13	第3	1	(1)				事業者の募集及び選定スケジュール(予定)	参加表明書、参加資格審査申請書類の提出後、直接貴市と対話の機会を設けていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
21	入札説明書	15	第3	1	(6)	イ			参加表明書、参加資格審査申請書類の提出	提出期限が令和5年9月1日(金)午後5時までとありますが、いつから提出可能でしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答公表以降から入札説明書に記載する提出期限の間に提出してください。
22	入札説明書	16	第3	1	(11)	イ			提案書の提出	提出期限が令和5年11月10日(金)午後5時までとありますが、いつから提出可能でしょうか。	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答公表以降から入札説明書に記載する提出期限の間に提出してください。
23	入札説明書	16	第3	1	(12)	イ			入札書の提出	提出期限が令和5年11月10日(金)必着とありますが、いつから提出可能でしょうか。	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答公表以降から入札説明書に記載する提出期限の間に提出してください。
24	入札説明書	16	第3	1	(13)				入札参加者に対するヒアリング	入札参加者に対するヒアリングについて、詳細な内容は決まっていますでしょうか。プレゼンテーションなどが予定されていたら予めご教示いただきたく存じます。	プロジェクター等を用いたプレゼンテーションを実施する予定です。実施日時、会場、タイムスケジュール等詳細については入札参加者の代表企業へ連絡します。
25	入札説明書	17	第3	1	(14)		(キ)		開札	「岡山市長が特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場合がありますでしょうか。	具体的な想定はありません(想定できないため「岡山市長が特に必要があると認めるとき」と記載しています)。
26	入札説明書	17	第3	1	(14)		(ケ)		開札	「市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする」とありますが、市に帰責性のある要因により入札が中止された場合は、市が損害賠償に応じる建付けにさせていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。
27	入札説明書	18	第3	2	(4)	ケ			入札の無効	封筒に記載する差出人名は代表企業名と理解して良いでしょうか。また、差出人名に代表企業名以外に代表者名は不要と理解して良いでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
28	入札説明書	21	第4	2	(4)				献立方式	学校に直接納入される米飯、パン等の主食の納入時間についてご教示下さい。	午前9時から午前11時30分までを想定しています。
29	入札説明書	21	第4	2	(5)				施設稼働日数	「1年で200日程度を予定している」とありますが、維持管理・運営期間における令和8年度と令和23年度の施設稼働日数についてご教示ください。	令和8年は130日、令和23年は70日の想定です。
30	入札説明書	23	第5	5					入札の中止	「市が必要と認めるとき」とは、具体的にどのような場合がありますでしょうか。また、当該項目について、市に帰責性のある要因により入札が中止された場合は、市が損害賠償に応じる建付けにさせていただきますでしょうか。	前段については、具体的な想定はありません。後段については、質問回答No.26をご参照ください。
31	入札説明書	24	第6	6	(1)				入札保証金	入札保証金を免除することが出来るか否かの判断を入札参加者のみで判断するのは難しいため、参加資格審査結果の通知時に入札保証金の免除可否について、通知いただけるようご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
32	入札説明書	24	第6	6	(1)				入札保証金	「なお、市から参加者へ入札保証金免除の通知は行わない」とありますが、契約保証金が免除となっているかどうかの確認はどのように行えばよろしいでしょうか。	入札保証金の免除については入札説明書P24へ記載する免除条件に該当するか事業者にてご確認ください。
33	入札説明書	24	第6	6	(1)				入札保証金	入札保証金を免除することが出来るか否かの判断を入札参加者のみで判断するのは難しいため、参加資格審査結果の通知時に入札保証金の免除可否について、通知いただけるようご検討いただけますでしょうか。	質問回答No.31をご参照ください。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
34	入札説明書	24	第6	6					入札保証金	「入札保証金を免除することができる者は、代表企業が開札日の前日から過去3年間の間に、市との間で締結した契約を履行しないこと、市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者」とあります。貴市にてプロポーザル方式により事業を受託している場合は、免除者に該当しますでしょうか。	受託後、入札説明書に記載する事項を満たしていれば入札保証金は免除します。
35	入札説明書	24	第6	6	(1)				納入金額	入札保証金免除の通知は行わないとされていますが、入札保証金を免除できる者に該当するか否かはどのように確認すればよろしいでしょうか。	質問回答No.32をご参照ください。
36	入札説明書	24	第6	6	(2)				入札保証金	入札保証金は開札日の前日の午後3時までに納入し、その後いつまで納付が必要でしょうか。納付期間の開示をお願いいたします。	入札保証金は、落札者決定後に返還請求をしていただきます(入札の中止又は取り消しをした場合も同様)。その後、速やかに返還手続きを行います。手続きの関係上、返還までに日数を要する場合があります。ただし、落札者の入札保証金は、事業契約締結後に返還請求をしてください。なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。
37	入札説明書	24	第6	6	(2)				納入方法	納入通知書の発行はいつなされるのでしょうか？ 入札保証金を免除できる者に該当する場合は納入通知書が発行されないとの理解でよろしいでしょうか？	入札保証金の免除については入札説明書P24へ記載する免除条件に該当するか事業者にてご確認ください。 その上で、入札保証金の納付が必要な場合(入札保証金を免除することができる者に該当しない場合)は、納入通知書の発行を申し出てください。申し出を受けた後、速やかに発行します。
38	入札説明書	25	第6	7		ア				契約保証金額が契約金額の100分の10以上とありますが、先行事例等を確認しますと「施設整備費の100分の10以上」となっています。契約金額の100分の10以上となると事業者の負担が非常に重く感じますが、記載内容は正しいのでしょうか？	記載に誤りはございません。原案のとおりとします。
39	入札説明書	25	第6	7		ウ				契約保証金額が契約金額の100分の10以上となると、履行保証保険契約の保険金額、すなわち94億の10%＝9億にもなります。事業者の負担が非常に重く感じますが、記載に間違いはないでしょうか？	記載に誤りはございません。原案のとおりとします。
40	入札説明書	25	第6	7		エ				施設引き渡し以後の契約保証金額は契約金額から既済部分を控除して得た額の100分の10以上となっております。先行事例などでは維持管理運営業務の係るサービス対価の一事業年度分の100分の10以上となっておりますが、「契約金額から既済部分を控除して得た額の100分の10以上」ですと事業者の負担が非常に重く感じます。記載に間違いはないでしょうか？	記載に誤りはございません。原案のとおりとします。
41	入札説明書	25	第6	7		エ			契約保証金	施設引き渡し以前と施設引き渡し以後では契約保証期間を分割できるという理解でよろしいでしょうか。	保証期間を分けることは可能ですが、施設整備期間における保証は契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の10分の1以上としてください。 事業契約書第8条第6項のとおり、施設引渡し日の翌日以後は、保証期間を分割し、既済部分の金額を控除することができます。
42	入札説明書	25	第6	7		エ			契約保証金	施設引き渡し以後の契約保証期間を分割する際の区切りを「3年以上の保証期間」としている意図をご教示いただきたく存じます。	本事業では、学校給食を長期に渡り安定的に提供していく体制を整備するため、施設引き渡し後の契約保証期間は、単年度ではなく一定程度の期間(3年以上)としています。
43	入札説明書	29	別紙1	2	(1)	ア			サービス対価Cの算定方法	②学校給食調理変動費は200食の増減の仕方によっては人件費は増減することもあるが、仮に各校20食程度の増減(20食×12校)では人件費の変動は見込まない為、7クラス増減や学級閉鎖等、変動費として算定される場合の前提条件を付加できないでしょうか。	200食の増減の仕方に関わらず、総食数の食数変動が±200食を超えれば「変動費の算定基礎となる食数」の変更を行います。
44	入札説明書	29	別紙1	2	(1)	ア			サービス対価Cの算定方法	④光熱水費/bに「応募者が提案する電気・ガス・水道等の単価」とありますが、その内、貴市で定める水道料金の単価をご教示下さい。	岡山市水道局のホームページに料金の記載がありますので事業者でご確認ください。
45	入札説明書	30	別紙1	2		ウ			実施給食数通知後、実施給食数を変更する必要が生じた場合	「なお、変動費の算定については、原則入札説明書別紙1に基づき算定する。」とございますが、同頁のイ(エ)【表 実際の提供給食数と変動費の算定の関連性】に基づくという理解で宜しいでしょうか。 例として、提供日前日に給食中止が決定した場合でも、予定給食数-200食を請求できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	入札説明書	31	別紙1	2	(1)	エ	(ア)		長期休暇	夏季休暇が7月20日～8月24日となっているが、2学期の給食提供開始は8月25日からと理解して良いでしょうか。	令和8年度2学期の給食提供開始は8月26日予定です。なお、事業期間中の長期休暇の短縮・延長が実施された場合は、市の求めに応じ、運営業務を行ってください。
47	入札説明書	31	別紙1	2	(1)	エ	(ア)		長期休暇	現在、岡山市の運営している給食センターでは、夏季休暇期間中の給水タンクの水质保全をどの様な方法にて実施しているでしょうか。	既存施設では、水道直結方式を採用しているため、お示しすることができません。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
48	入札説明書	32	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価A1(施設整備費4割以内(前払い金))は、様式4-2-2の令和6年度から令和8年度のⅢ.建設業務の合計(税込)に対して4割以内という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	入札説明書	32	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価A2は「請求書受領後、40日以内に支払う。」とありますが、サービス対価A1、B、Cと同様に「請求書受領後、30日以内に支払う。」に変更をお願い出来ますでしょうか。	原案のとおりとします。
50	入札説明書	32	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価Cの支払い方法について、年間の提案額を四半期相当額で四半期毎に請求することにより、端数は発生した場合、第1四半期または第4四半期のどちらかで調整すれば宜しいでしょうか。	端数は第1四半期のサービス対価と合わせて請求してください
51	入札説明書	32	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価C⑤の支払い方法について、各年度終了後一括ではなく、応募者が提案した各年度の金額を四半期毎の支払としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
52	入札説明書	32	別紙2	1	(1)					サービス対価A～Cの請求時、消費税込みの金額の、小数点以下の取扱いについてご指示下さい。 (切り捨て、四捨五入 等)	切り捨てとします。
53	入札説明書	32	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価A-1について、前払い金の支払いを希望する場合、出来形に関係なく施設整備の4割を請求することはできるのでしょうか。	可とします。
54	入札説明書	32	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価A-1について、前払い金の支払いを希望する場合、令和7年度中であれば複数回に分けて請求することはできるのでしょうか。	前払い金の請求回数は、一回とします。
55	入札説明書	32	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価A2に設計業務が含まれておりますが、基本設計及び実施設計の成果品が求められております。成果品の提出は各設計業務完了後と推察されますが、その設計業務についての請求が施設の完成引渡し後になる理由をご教授いただけますでしょうか。	特定事業の事業契約書(案)に基づくためです。
56	入札説明書	32	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	設計業務報酬の請求時期については、基本設計業務完了時もしくは、実施完了設計時に分けて請求させて頂くか、または、実施設計完了時に一括請求とさせて頂けないでしょうか。支払い時期も請求後数か月以内の支払いを希望します。	原案のとおりとします。
57	入札説明書	33	別紙2	1	(1)				サービス対価の支払い方法	サービス対価C④光熱水費について、実使用量分を貴市にて負担いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
58	入札説明書	33	別紙2	2	(1)	ウ	(ア)		サービス対価の改定	サービス対価Aの改定について、全体スライドの規定のみとなっておりますが、単品スライドやインフレスライド等についても岡山市工事請負契約約款に倣った内容で規定いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
59	入札説明書	33	別紙2	2	(1)	ウ	(ウ)		サービス対価の改定	サービス対価Aの改定について、基準日の指数を提案日の指数で除する計算式となっておりますが、提案日は貴市による提案書受付日との理解で宜しいでしょうか。	提案日は提案書提出締切日(令和5年11月10日)とします。
60	入札説明書	33	別紙2	2	(1)	ア			サービス対価の改定	サービス対価Bについて、賃金水準や物価変動により不適当となった場合の改定方法、手続きについてご指示ください。	サービス対価Bの改定は行いません。 入札説明書において必要部分の修正を行います。
61	入札説明書	33	別紙2	2	(1)				サービス対価の改定	サービス対価Aを物価変動に基づき改定した場合の増減額の支払いは、サービス対価A2で支払われるのでしょうか。	サービス対価A2で支払うことを想定していますが、改定申請時期及び内容により対応が異なるため、改定協議時に協議し、決定します。
62	入札説明書	33	別紙2	2	(1)				サービス対価の改定	サービス対価Aの改定の対象となる費用は、入札説明書p28別紙1に記載のあるサービス対価Aの内容のうち「②工事監理業務」「③建設業務」「④各種備品等調達業務」「その他」に係る費用という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	入札説明書	38	別紙3	2	(1)	イ			現地における確認	モニタリングを行う内容について、具体的な項目一覧をあげていただくことは可能でしょうか。	設計図書のとおり現場で適切に施工されているかについて確認します。
64	入札説明書	40	別紙3	3	(2)	イ				表内レベル1の例示「給食提供に支障が生じるほどではないが、要求水準及び提案書を満たすサービスが提供されていない」について、具体的な事例をご指示ください。	事象により協議を行います。
65	要求水準書	4	第1	4	(1)	ア			供給能力	アレルギー食の対応食数120食とありますが、今後を見据えると増加の可能性はあるでしょうか。	現時点では、100食+12食(検食等)の合計112食を想定しますが、将来的な増加も見据え最大120食が提供可能な施設計画とさせていただきます。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
66	要求水準書	4	第1	4	(1)	ウ			配送校増加時の費用負担について	令和4年10月20日公表の「要求水準書(案)」に関する質問回答No20で、コンテナ台数試算のため、事業期間における最大学級数についての質問に対し、「事業期間における最大学級数は240学級であると推定しています。そのため、240学級分に対応できるコンテナ台数及び消毒保管庫スペースの確保が必要となります。」と回答頂いておりますが、【参考 令和5年度】の表中の学級数の合計(205)と最大学級数(240)の間には35学級の差があります。この差が配送校増加によるものの場合、例えば、1校分なのか3校分なのかで、コンテナ台数が変わるため、現在公表されている条件では試算できません。配送校増加に伴う追加費用については、「新たな配送車両の調達及び当該車両の配送従事者にかかる人件費については、(中略)、市が費用負担」と記載があるため、コンテナが不足した場合も、市がコンテナ増設費用負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	配送校増加に伴う追加費用については、事象に応じて協議します。
67	要求水準書	4	第1	4	(1)				教員数について	【参考 令和5年度】の表と、添付資料3は、同じ内容が記載されているとの理解でよろしいでしょうか。その場合、「教員数」の「通常・職員室」欄の人数が、両者で異なっているため、どちらが正かお示ください。	【添付資料3 配送校一覧】の記載が間違っております。正しくは、要求水準書P4に記載された数値になります。添付資料3において必要部分の修正を行います。
68	要求水準書	4	第1	4	(1)	イ			供給能力	「1日当たり最大7,500食(食缶方式)」2献立との記載の後に「【添付資料14 各年度の総食数及び献立の振り分け】を参考に、事業期間に生じる食数変動(配送校の増減含む)に対して調理設備、調理備品、食器・食缶調達及び配送計画に留意し、調理能力が確保できるよう計画すること」とありますが、どれくらいの増減が想定されるのでしょうか。また、それに係る調理設備、調理備品、食器・食缶調達や配送に係る機器及び配送の増額については協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	具体的な想定はありませんが、最大7,500食の供給が可能な施設として計画してください。
69	要求水準書	4	第1	4	(1)	オ			供給能力	【添付資料14 各年度の総食数及び献立の振り分け】に記載する市が提示した想定食数から2割以上増減した場合、サービス対価(固定費、変動費)の見直しについて協議とありますが、2割未満の増についてはその対象外ということになるのでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	5	第1	4	(3)				施設規模	「程度」の許容値は10%とありますが、設計を進める中で担当者との協議により許容値を超える変更は可能でしょうか。	±10%を超える提案は不可としますが、事業契約締結後、設計を進める中で合理的な理由がある場合には、協議に応じます。
71	要求水準書	9	第2	1	(3)	ア	(オ)		再生可能エネルギー活用、省エネ、省資源化	建物環境性能の向上に際し、ZEBをはじめとした各種認証、評価(ZEB,BELS,CASBEE,LEEDなど)の取得は義務付けられていないという理解で良いでしょうか。また認証取得のための業務は本業務範囲に含まれていないものと理解して差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりですが、脱炭素社会への貢献に努めてください。なお、認証取得について、今回の事業(業務)に含んでいませんが、事業者の提案を妨げるものではありません。
72	要求水準書	9	第2	1	(3)	ア	(オ)		太陽光発電	太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの積極的な利用とありますが、PPA(第三者所有モデル)での提案も可能という理解でよろしいでしょうか。	可としますが、行政財産の使用許可の手続き等については協議とします。また、事業契約終了後は太陽光発電設備を市へ無償譲渡することを基本としますが、詳細について事業期間終了前に協議とします。
73	要求水準書	9	第2	1	(3)	ア	(ケ)		生ごみの再資源化への取り組みに協力すること	「生ごみの再資源化への～協力すること」とありますが、現在岡山市ではどのような再資源化の取り組みが実施されているのでしょうか。	食品残渣のリサイクルが行えるよう計画中です。収集は市で行い、事業者は残渣のうちリサイクル施設に搬入できないもの(鶏がら等を想定)の分別作業が発生することを想定しています。
74	要求水準書	10	第2	1	(3)				仕分け室	仕分け室の調理内容として、「最大4,500食(3~4回/週)」とありますが、2献立でほぼ交互に同一メニューが提供されるため、最大保管量としては、「4,500食×4回/週」というより、「7,500食×2回/週」と考えてよろしいでしょうか。	調理内容は要求水準書に記載のとおりです。必要な保管量は事業者の提案に委ねます。
75	要求水準書	10	第2	1	(3)				調理内容(想定)和え物室	和え物室の調理例に「冷蔵・冷凍庫」の記載がありますが、冷凍庫の具体的な用途(種類・容量)をご教示ください。冷凍庫を専用として頻繁に使用することが少ないのであれば、他の非汚染作業区域内の冷凍庫と兼用した使用方法でもよろしいでしょうか。	前段については、用途は、冷凍デザート(冷凍パインなど)の配缶までの一時保管を想定しています。後段については、衛生面に十分配慮した提案であれば事業者の提案に委ねます。
76	要求水準書	11	第2	1	(5)	エ			1階床レベル	立地条件に防災で3.0~5.0mの浸水とありますが、建物としては1階床レベルをT.P.+2.35以上とすることによる浸水対策で問題ないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準以上の提案を妨げるものではありません。
77	要求水準書	11	第2	1	(6)	ア	(ウ)		確認申請について	確認申請の手続き等は、民間の指定検確認機関で行うことも可能でしょうか？	可とします。
78	要求水準書	11	第2	1	(6)	ウ			業務の実施	申請手数料は、事業者負担とありますが、行政側の意向により、変更申請手続きなどが発生した場合の変更申請手数料も事業者負担となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	11	第2	1	(5)	エ			T.P.について	「T.P.(東京湾中等潮位)」と、現地との関係がわかる資料をご提供ください。	DL=T.P.=0.00となります。

新潟山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
80	要求水準書	11	第2	1	(5)	エ			給食センターに求める災害時の稼働性能	1階床レベルをT.P.+2.35以上とありますが、造成後の地盤高はT.P換算でどの程度の高さになりますでしょうか。	質問回答No.79をご参照ください。
81	要求水準書	11	第2	1	(5)	エ			災害時の稼働性能への配慮	「浸水被害が発生した～」とありますが、被害発生から提供再開までに求められる具体的な日数があるでしょうか。	具体的な日数はありませんが、早期に給食の提供を再開することができるよう、災害による影響を可能な限り低減できる施設としてください。
82	要求水準書	11	第2	1	(5)	ア			給食センターに求める災害時等の稼働性能	炊き出し食材は貴市準備という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	12	第2	1	(9)				開発許可及び確認申請等	設計支援委員への意見徴収は、実施設計完了前に1回開催されるとの認識で宜しいでしょうか。	1回以上開催することとしています。
84	要求水準書	12	第2	1	(9)				開発許可及び確認申請等	建築基準法6条に基づく申請は計画通知ではないため民間審査機関の審査でも宜しいでしょうか。	可とします。
85	要求水準書	12	第2	2					事前調査業務	本入札で選定され、契約後、地盤調査を事業者の判断で実施した結果、入札時に参考にした、近隣地質調査資料のデータより、軟弱地盤と判明し、追加工事費が発生した場合、費用負担については、どのような解釈となるのでしょうか。	参考資料名は近隣地質調査資料としていますが、計画地内でのデータになります。また、調査報告書のとおり計画地は軟弱地盤であることが示されています。
86	要求水準書	15	第2	2	(2)	ウ	(ウ)	d	油庫	新油はローリー車とのことですが廃油は記載されているポンプ車とはローリーという理解でよろしいでしょうか	ローリーかどうかは現時点では未定です。
87	要求水準書	15	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	b	食油	事業者による廃油の頻度をご提示ください。	廃油の回収は月に1～2回程度を想定します。
88	要求水準書	15	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	b	食油	フライヤーで使用した食油は濾過を行い、一般的に複数回使用いたしますが、何回使用すると廃油庫へ移動させるのでしょうか。現時点での運用方法でも構いませんので、参考までにご提示ください。新油庫計画に必要となります。	現況5～6回使用してしていますが、具体的な回数については市が指示する予定です。
89	要求水準書	15	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	b	油庫	タンクローリー車(1トン又はトン) → 又は何トンでしょうか。	1トン又は2トン車になります。要求水準書において必要部分の修正を行います。
90	要求水準書	15	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	b	油庫	タンクローリー車の大きさですが、1トン車以外の大きさをご教示願います。※要求水準書には「1トン又はトン」で記載されております(上限が未記載となっております)。	質問回答No.89をご参照ください。
91	要求水準書	15	第2	3	(2)	ウ	(キ)	b	肉魚類下処理室	「肉魚類用の容器・器具を洗浄するための水槽を設置」とありますが、別途肉魚類用の容器・器具を洗浄するための専用の洗浄室を設ければ、必ずしも、肉魚類下処理室に洗浄用水槽は設置しなくてもよろしいでしょうか。	器具洗浄室が肉魚類下処理室に隣接し、作業動線や作業時間的に支障がないと判断できる場合には、可とします。
92	要求水準書	15	第2	3	(2)	ウ	(キ)	c	下処理室	同日に冷凍液卵と乳製品を処理する献立の場合、同一人物が着替えと手袋交換を行えばどちらも処理することは可能でしょうか。アレルギー対応対象生徒の重篤度によると思いますので、貴市のお考えをご教示ください。	可としますが、衛生面に十分配慮した運用としてください。
93	要求水準書	15	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	b	油庫	新油を本体施設の外部から直接注入とは、外部業者に直接注入していただく想定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、外部から直接油庫へ出入りできる扉を設置することも可とします。
94	要求水準書	15	第2	3	(2)	ウ	(力)	b	施設計画諸室の概要 冷蔵庫・冷凍庫	冷蔵庫・冷凍庫について、「事業者用事務室で常時温度管理ができる表示盤を設置すること」と記載がありますが、パスルー式の冷蔵庫等、一時的に食品を保管し、常時冷蔵保管することのない冷蔵庫については、必ずしも常時温度管理の対象ではないとの認識でよろしいでしょうか。	パスルー式の冷蔵庫等、一時的に食品を保管し、常時冷蔵保管することのない冷蔵庫については、必ずしも常時温度管理の対象でなくても良いですが、他の方法により適切に温度管理をしてください。
95	要求水準書	16	第2	3	(2)	ウ	(ケ)		殺菌水機械室	殺菌水機械室は「微酸性電解水生成機を設置するための室」とありますが、電解次亜水生成装置での提案でもよろしいでしょうか。	微酸性電解水と同等機能を有するものであれば、可とします。
96	要求水準書	17	第2	3	(2)	ウ	(ウ)	c	揚物・焼物・蒸物室	「ソース・たれ等の調理を行うための煮炊き釜を設置すること」とありますが、揚物・焼蒸物について、今後2品同時にソース・たれ等の調理を行う想定はありますでしょうか。その際に、諸室内に2つ煮炊き釜の設置が必要でしょうか。	1品/日の調理を想定してください。
97	要求水準書	18	第2	3	(2)	ウ	(力)		調理員用休憩室	休憩スペース及び食事スペースは兼用でも宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
98	要求水準書	19	第2	3	(2)	ウ	(ケ)	a	倉庫	「a 必要各品を保管する場所を適宜配置すること。」と記載がありますが、スペースのみで倉庫内に棚などは必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
99	要求水準書	19	第2	3	(2)	イ	(コ)	a	移動式煮炊き釜	移動式煮炊き釜(150ℓ程度2台(容量台数については同等以上であれば変更を認める))を用意することとありますが、100ℓ3台は同等であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書	19	第2	3	(2)	ウ	(コ)		物品庫	「炊き出しを3日間想定」とありますが、最大3日間という認識で宜しいでしょうか。また1日の食数と1回の食数をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、6,000食/日(2,000食×3回)を想定します。
101	要求水準書	19	第2	3	(2)	ウ	(シ)	a	市職員事務室	「食材の搬入口が直接見通せる配置とすること。」とありますが、一部見通せない部分はカメラを設置しモニターで事務室にて確認できるようにすることも可能でしょうか。	可とします。
102	要求水準書	20	第2	3	(2)	ウ	(ソ)	a	書庫	想定される資料の量をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書P43「ク 書庫」に記載の収納棚が適切に配置できる広さとしてください。
103	要求水準書	20	第2	3	(2)	ウ	(エ)	a	その他附帯施設	洗車場スペースの必要広さについてのご要望がありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
104	要求水準書	20	第2	3	(2)	ウ	(エ)	a	その他附帯施設	配送車両置き場は、車庫にする必要はないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の提案を妨げるものではありません。
105	要求水準書	20	第2	3	(2)	ウ	(エ)	a	その他附帯施設	配送車両置き場は、車庫にする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	質問回答No.104をご参照ください。
106	要求水準書	22	第2	3	(4)	ケ	(イ)		雨水貯留槽	提出済の雨水排水計画書を閲覧することはできますでしょうか。	「雨水排水計画書」は開示請求により閲覧することができますが、同計画書に記載の内容は要求水準書P22「(4)外構計画 ケ.雨水貯留槽」に記載の内容と同じです。
107	要求水準書	22	第2	3	(4)	ケ			雨水貯留槽	雨水貯留槽からの放水先は、敷地周りの用水路でしょうか。「雨水排水計画書」等で放流先の指定がある場合はご教示ください。協議・提出済の「雨水排水計画書」の閲覧は可能でしょうか。	前段については、市道海吉83号線側用水路の樋門東側とします。 後段については、質問回答No.106をご参照ください。
108	要求水準書	22	第2	3	(4)	コ	(イ)		サブ進入路	サブ進入路は緊急車両などを含む車両の出入を想定していますでしょうか。	平時は使用しませんが、何らかの理由でメイン進入路が使用できない場合の配送車等の出入を想定しています。
109	要求水準書	22	第2	3	(4)	ケ	(ア)		外構計画	雨水貯留槽の排水について自然流下を原則とし、場合によってはポンプによる排水も可能と考えて宜しいでしょうか。	岡山市下水道河川局下水道施設部下水道保全課へご確認ください。
110	要求水準書	22	第2	3	(4)	ケ	(ア)		外構計画	雨水貯留槽の容量263m ³ は雨水貯留槽のみの容量であり、敷地内側溝貯留分の容積を含めて263m ³ とすることは可能でしょうか。	岡山市下水道河川局下水道施設部下水道保全課へご確認ください。
111	要求水準書	22	第2	3	(4)	ケ	(ア)		外構計画	雨水貯留槽の仕様については指定はなく、舗装下のみならず建物下を利用した躯体貯留も可能と考えて宜しいでしょうか。	岡山市下水道河川局下水道施設部下水道保全課へご確認ください。
112	要求水準書	22	第2	3	(4)	ケ	(ア)		外構計画	雨水貯留槽の放流先位置については具体的な位置の指定はないものと考えて宜しいでしょうか。	質問回答No.107をご参照ください。
113	要求水準書	23	第2	3	(5)	ウ	(オ)		網戸の設置	採光、排煙の用途のみの窓には網戸は不要と考えてよろしいでしょうか。	衛生面や窓の機能、使い方を踏まえ判断ください。
114	要求水準書	26	第2	4	(2)	イ	(ケ)		防犯・モニター設備	「本施設の防犯・安全性確保のために、必要となる箇所に防犯カメラを設置すること。」とありますが、防犯カメラの設置箇所については事業者提案でよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書	27	第2	4	(3)	イ	(ウ)	e	排水設備	2階の排水(汚水・雑排水)は、1階汚染作業区域及び非汚染作業区域の天井裏を経由しない構造とすることとありますが1階汚染作業区域の油庫や廃棄庫、【洗浄エリア】の区域も不可とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書	35	第4	2	(2)	エ			安全対策	「大型車両については、海吉80号線の百間川方面(北側)からの出入りに限定し、海吉80号線の南側からの出入りは禁止とする」とありますが、近隣との協定内容、協議事項、現在実施されている造成工事における、近隣と決めたルール等について、ご教示ください。	要求水準書の記載内容は、造成工事に際しての近隣との協議内容も踏まえたものであり、現時点で要求水準書以上の取り決めはありません。
117	要求水準書	35	第4	2	(1)	イ			近隣対応等	「市の指定する範囲」の概ねの範囲をお示しください。	詳細については実施前に協議としますが、数十戸を想定しています。
118	要求水準書	35	第4	1	(1)	イ			業務対象範囲	「イ 調理設備調達・搬入設置業務」が建設業務に入っています。調理設備調達・搬入設置業務は、建設企業とは別に、調理設備企業が担当すると考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
119	要求水準書	36	第4	2	(7)	ウ			その他	「事業契約締結後、事業用地の管理を行うこと。」とありますが、事業用地の管理は、別途市と協議の上定める、建設業務が事業用地に乗り込む日以後とさせていただきます。	原案のとおりとします。

新潟山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
120	要求水準書	38	第5	2	(1)	ア			コンテナの形状	配膳室に改修する配送校のコンテナ入荷口は一般的な1700mm以上にさせていただけるでしょうか。コンテナ設計に必要なため、おおよその高さでもご提示ください。	現時点では改修設計を行っていないため、開口部の寸法については回答できませんが、配送校の現地確認の結果を踏まえて設定してください。
121	要求水準書	38	第5	2	(1)	ア			コンテナ	「現在、市で配膳室の設計をする予定であるため、コンテナの形状等の詳細は、市が別途発注する配膳室改修設計業務と調整を行ったうえで決定すること。」とありますが、コンテナの仕様変更や台数増となった場合、イニシャルやランニングにかかる費用が発生します。そのため、コンテナの形状等の詳細の調整は、費用に影響のない範囲内での調整との理解でよろしいでしょうか。	コンテナの形状等の詳細は配膳室改修設計業務と調整を行ったうえで決定することとしており、費用に影響のない範囲内での調整は発生する可能性があります。追加費用が発生する変更は想定しておりません。
122	要求水準書	38	第5	2	(1)	ア			コンテナ・食器 食缶等調達業務	「コンテナの形状等の詳細は、市が別途発注する配膳室改修設計業務と調整を行ったうえで決定すること」とありますが、提案時は事業者の提案により全校同様のコンテナを使用し、配送計画を策定するという認識で宜しいでしょうか。尚、配膳室改修に合わせてコンテナの形状が決定した際に配送車数やコンテナ数が増加する場合には、増加費用は市が負担していただけるという認識で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、質問回答No.121をご参照ください。
123	要求水準書	38	第5	2	(1)	ア			コンテナ	「コンテナ形状等の詳細は、市が別途発注する配膳室改修設計業務と調整を行ったうえで決定すること。」とありますが、コンテナ形状は施設計画・配送計画に大きく影響するため、外見寸法・形状等をご教示頂けないでしょうか。	質問回答No.120をご参照ください。
124	要求水準書	38	第5	2	(1)	ア			コンテナ	配送車は「保冷機能設置の必要はない」と記載があります。コンテナも同様に、保冷機能や温冷機能設置の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書	38	第5	2	(1)	エ			個包装常温品	コンテナに積載する個包装常温品(ふりかけ、ジャム等)の荷姿はビニール袋でしょうか。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書	38	第5	2	(2)	イ	(ア)		食器類、食器カゴ	「食器は、PEN樹脂(エコマーク認定食器も可)」と記載がありますが、食器の構成原料として、PEN樹脂が50%超含まれていること(食器裏面の樹脂名表記が「PEN樹脂」であること)という認識でよろしいでしょうか。	食器の内側表面はPEN樹脂としますが、その含有率は問いません。
127	要求水準書	38	第5	2	(2)	イ	(イ)		食器類、食器カゴ	「食器等は食数変動を想定し、常に7,500食分を準備」とありますが、7500食-実食数=〇〇〇枚を都度補充して常に給食センターで保管しておくということでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書	40	第5	2	(2)	ウ			アレルギー対応食用 配食容器・配送容器 想定	「汁物・副菜・冷菜等 数量112人分(内12人分は保存食用)」「主菜 数量112人分(内12人分は保存食用)」「アレルギー対応専用食器(移し替え用) 各食器100人分」と記載がありますが、P4・P17では、アレルギー対応食最大120食程度とも記載があります。P40記載の数量が少ないようにお見受けいたしますが、記載の数量で問題ないでしょうか。	開業当初の最大食数及び食器数は112食分(内12人分は保存食用)を予定しています。事業期間中の微増に備え、施設規模は最大120食程度と定めています。
129	要求水準書	40	第5	1	(2)	ウ			アレルギー 対応食 用配食容器・配送容 器想定(表)	数量が12人分保存食用を含め112人分、食器は各100人分の記載がありますが、要求水準書4ページ4(1)ア供給能力で、アレルギー対応食は最大120食程度と記載がありましたので、保存食用を除き、容器・食器数量は各120個を見込んでおけばよろしいでしょうか。	質問回答No.128をご参照ください。
130	要求水準書	40	第5	2	(2)	ウ			<アレルギー対応食 用配食容器・配送容 器想定>	アレルギー対応食の最大食数は120食を計画されていますが、容器等の調達数量が「112人分」となっていますが、間違いありませんか？	質問回答No.128をご参照ください。
131	要求水準書	40	第5	2	(2)	ウ	(オ)		給食配食用食缶	汁食缶についてサイズが140程度とありますが、汁物と煮物の1人当たりの仕上がり目安量の最大g数をご教示ください。	汁食缶へは汁物300ml/人が最大量となります。
132	要求水準書	40	第5	2	(2)	ウ	(オ)		給食配食用食缶	1献立に対し、同時に使用する食缶数は最大3点という認識で宜しいでしょうか。	1学級の使用食缶数(食缶の種類)は最大3点を想定しています。
133	要求水準書	40	第5	2	(2)	ウ			食缶等	「食缶等は食数変動を想定し、常に240学級分(特別学級、教員用含む)を準備」とありますが、240学級-実学級数=〇〇〇個を都度補充して常に給食センターで保管しておくということでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	要求水準書	41	第5	2	(2)	ウ			<アレルギー対応食 用配食容器・配送容 器想定>	表中に配送容器として「12校分」とありますが、各学校単位で1つの容器にとりまとめると理解でよろしいでしょうか。その場合、アレルギー対応専用食器(移し替え用)は個人別に分けておく必要はありますでしょうか。あるいは、各学校で1つのアレルギー対応専用食器カゴにてまとめて配送するのでしょうか。	各学校単位でとりまとめますが、各校の配送容器を1つにするかどうかは事業者の提案に委ねます。 また、配送時には、アレルギー対応専用食器(移し替え用)を個人別に分けておく必要はなく、配膳業務における個人別対応については事業者の提案に委ねます。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
135	要求水準書	41	第5	2	(2)	ウ			<アレルギー対応食用配食容器・配送容器想定>	アレルギー対応食の配送は、配送容器に入れて配送とありますが、コンテナに積載し配送するとの提案をしてもよろしいでしょうか。	配送容器に入れて、コンテナに積載し配送することを原則とします。
136	要求水準書	42	第5	3	(1)	カ			市職員用更衣室	更衣室用ロッカーの男女比率をご教示ください。	男:女=1:4を想定しますが、将来の男女比の変化に対応可能な計画としてください。
137	要求水準書	43	第5	3	(1)	コ			食育実習室	P18「(エ)食育実習室 c 調理台を6台設置し、少なくとも1台をバリアフリー対応とすること。」と記載がありますが、P43には「調理台(師範用)1台」「調理台6台」と計7台の記載があります。台数については、P18とP43のどちらが正でしょうか。	P43記載内容を正とし、「調理台(師範用)1台」「調理台6台(内少なくとも1台をバリアフリー対応)」としてください。 要求水準書において必要部分の修正を行います。
138	要求水準書	45	第5	3	(3)	ア			配送車	「搬入経路及び車両仕様の設定にあたっては、市が別途発注する配膳室改修設計業務と調整を行ったうえで決定すること」と記載がありますが、配送車が計画台数より増加した場合には、費用が発生することとなります。そのため、車両仕様の設定は費用の発生しない範囲内との理解でよろしいでしょうか。	車両仕様は配膳室改修設計業務と調整を行ったうえで決定することとしており、費用に影響のない範囲内の調整は発生する可能性があります。追加費用が発生する変更は想定しておりません。
139	要求水準書	45	第5	3	(3)				配送車の調達	配送車は、新車を調達するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書	45	第5		(3)				配送車両の調達	配送車の大きさについては、配送校見学会での内容を踏まえ事業者の提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書	48	第6	2	(7)					「試食調理、配膳、下膳、洗浄、施設の清掃については、事業者の負担とし、試食に伴う食材費は、市が負担する」とありますが、開所式の会場設営等セレモニーに係る費用は貴市が負担されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書	55	第7	4	(2)	ア	(イ)		附帯施設の点検について	「事業者は、下水道圧送ポンプ及びL型擁壁について、日常的な点検を行い」とありますが、日常的な点検とは、目視や通常機能の確認程度と考えてよろしいでしょうか？(法定点検など、特別な点検は含まれない)。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書	57	第7	6	(2)	イ	(ウ)		食器食缶等維持管理業務修繕・更新(補充)	「…食器類は2回更新すること。なお、更新時期及び種類等の選定については、市との協議により決定すること」とありますが、市様で現状検討されている具体的な更新サイクルがあればご教示願います。 ※例としてPEN樹脂の場合、8年目、15年目(終了時)の2回更新も対応可能ですが、リサイクル原料を使用すると耐用年数が5年程度となりますので、5年目、10年目での更新イメージとなります。(事業終了時更新は無し)	事業者の提案に委ねます。
144	要求水準書	58	第7	7	(3)	ア	(オ)		配送車両	事業期間終了後、配送車の所有権を貴市へ引き渡すという認識でよろしいでしょうか。	配送車の所有権については、事業期間終了後に向けた協議の中で決定します。
145	要求水準書	62	第8	3	(1)	カ	(ア)	g	アレルギー対応食の提供	「加熱調理工程までの工程(下処理・切さい)は通常食と合わせて調理を行うこと。」とありますが、安全性を高めるため下処理・切さい等も独立したラインで調理することについては事業者提案と考えてもよろしいでしょうか。	本項目は、市全体のアレルギー対応方針を踏まえて設定しているため、要求水準通りの内容としてください。
146	要求水準書	63	第8	1	(4)				実施体制	総括責任者を専任で配置する場合、常駐することを想定しているのでしょうか。もしくは、週●回等の定期的な巡回でも認められるのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
147	要求水準書	63	第8	1	(4)				実施体制	配送責任者は配送員とは別に専任で配置すると理解して良いのでしょうか。	適切に業務が実施できることを前提に、事業者の提案に委ねます。
148	要求水準書	63	第8	1	(4)				実施体制	「少なくとも常時1人のSPC 従業員が給食センター内に常駐」「構成企業からSPC へ出向した従業員を各責任者へ配置することを可とする」とございますが、業務を受託している運営企業に在籍したまま出向する形でも認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 法令を遵守した対応としてください。
149	要求水準書	64	第8	1	(5)	ウ	(ア)	f	運営マニュアル	異物混入対応マニュアルについて、衛生管理マニュアルの中にも含ませてもよろしいでしょうか。	「異物混入対応マニュアル」ではなく、「異物混入発生時対応マニュアル」として回答しますが、「異物混入発生時対応マニュアル」を「衛生管理マニュアル」へ含めることは不可とします。 なお、異物混入の予防マニュアルとして「衛生管理マニュアル」へ含めることは可とし、提案に委ねます。
150	要求水準書	66	第8	2	(1)	ウ			<食材等の納品時間(現時点での想定)>(案)	<食材等の納品時間(現時点での想定)>(案)の表の下部に、「※ヨーグルト、一部の冷凍デザート、納豆等の直送品については、配膳員が納品時に立ち会いをし、クラス分けを行うこと。」とあります。主食及び牛乳については立会いをしなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	主食及び牛乳についても立会いが必要です。

新潟山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
151	要求水準書	68	第8	3	(1)	カ	(ア)	a	アレルギー対応食の提供	「除去品目は、市が決定し、事業者に指示する」とありますが、卵・乳以外に今後除去品目が増加することはありますでしょうか。	現時点ではありません。
152	要求水準書	71	第8	6	(2)	イ	(イ)		配膳業務	「生徒が配膳室へ食器及び食缶等を取りに来た後」とあります。直接、生徒が配膳室に食器・食缶を取りに来るため、各クラスに運ぶ運搬台車等を調達する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	要求水準書	71	第8	6	(2)				配膳業務	配膳員が通勤のため自家用車を使用し、配送対象校内に駐車する場合、無料で駐車できるという理解でよろしいでしょうか。また、配膳員が通勤のため自転車を使用し、配送対象校内に駐車する場合、無償で自転車を置くことができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書	71	第8	6	(1)				配膳業務	配膳員の白衣の洗濯については、配膳員が自宅にて洗濯をするという理解でよろしいでしょうか。	白衣は各学校の配膳室で洗濯してください。
155	要求水準書	71	第8	5	(3)	ア			配送業務	学校への配送後、回収までの時間について、効率的かつ環境に配慮した配送回収を行うため学校での待機をご検討いただくことは可能でしょうか。	不可とします。
156	要求水準書	71	第8	6					配膳業務	配膳員が配送校に直接出勤する場合は、校内の駐車場を利用させていただけますでしょうか。また、台数の制限や駐車料金のお支払いはありますでしょうか。	質問回答No.153をご参照ください。台数については協議を行います。
157	要求水準書	71	第8	6					配膳業務	既存の配送校について、配膳員の配置人数と作業内容、作業時間をご教示ください。また、現在の既存配送校の配膳作業は新施設から配送するに伴い、貴市と協議の上変更することも可能でしょうか。	新センターにおける配膳業務の内容は現在の既存配送校における内容と異なるため、現在の配置人数をお示しても参考とすることはできません。作業内容は要求水準書P71「6配膳業務」のとおりであり、配置人数及び作業時間については要求水準書の作業内容を鑑みて事業者でご検討ください。
158	要求水準書	72	第8	6	(2)	イ	(ア)		受け渡し	配膳員が生徒・教職員への受け渡しはどこで行うのでしょうか。配膳室の中の棚の中に食器、食缶、主食、牛乳を事業者配膳員がセットし、生徒・教職員が自分で棚の中から持って行くのでしょうか。食器食缶等がセットしたある部屋及び場所をご提示ください。学校ごとに異なる場合は、学校ごとにご提示ください。	新センターから配送する副食と食器はコンテナのまま配膳室に配置し、生徒・教職員はコンテナから直接持っていきます。主食は納入業者がパンカウンター又はパン棚に納入し、生徒・教職員はパンカウンター又はパン棚から直接持っていきます。牛乳は配膳員が牛乳保冷庫に学級別に配置し、生徒・教職員は牛乳保冷庫から直接持っていきます。
159	要求水準書	72	第8	6	(2)	イ	(ア)		受け渡し	生徒・教職員がコンテナの中の食器、食缶を直接取り出すことはありますか。学校ごとに異なる場合は、学校ごとにご提示ください。	質問回答No.158をご参照ください。
160	要求水準書	72	第8	6	(2)	ウ	(ア)		飲み残り牛乳	飲み残り牛乳を入れる容器は何でしょうか。配送に使用する食缶もしくは、専用容器でしょうか。専用容器だった場合の調達者は、市か事業者かご提示ください。学校ごとに異なる場合は、学校ごとにご提示ください。	要求水準書P73(ア)～(オ)に規定するとおりです。
161	要求水準書	72	第8	6	(2)	ウ	(ア)		飲み残り牛乳	飲み残り牛乳のおおよその量をご提示ください。学校ごとに異なる場合は、学校ごとにご提示ください。	お示しできる資料はありません。
162	要求水準書	73	第8	6	(2)	エ	(ア)		その他	配膳室の整備について、什器・備品等は市が整備するとあります。想定されている「消耗品」の一覧をご提示いただけますでしょうか。	事業者が使用する消耗品(使い捨て手袋、使い捨てマスク、ペーパータオル、トイレトーパー、洗濯用洗剤等)は事業者調達いただきます。
163	要求水準書	73	第8	6	(2)	エ	(エ)		配膳業務	「中心温度計・放射温度計の誤差を確認すること」とありますが、配膳室内での中心温度計については、どういった場合に使用することを想定されていますでしょうか。	牛乳の温度を確認することを想定しています。
164	要求水準書	73	第8	7	(1)	ア			残渣の処理・保管	残渣の回収頻度は2回/週でしょうか。	ご理解のとおりです。
165	要求水準書	74	第8	7	(1)	イ			廃棄物(残渣)等処理・保管業務	残渣の回収頻度は2回/週であり、その回収日は、平日夕方の回収との理解でよろしいでしょうか。また、残渣は土日や祝祭日前に回収される(施設内に残さない)との理解でよろしいでしょうか。	残渣の回収頻度は質問回答No.164をご参照ください。回収は平日に行われますが、時間帯や曜日は回収業者の都合によるため、必ずしも夕方、土日や祝祭日前に回収されるわけではありません。
166	要求水準書	75	第8	9	(1)	エ			災害時の給食	災害時など非常時の食事を想定した献立とありますが、救給カレーなどを加熱するのは、通常使用している回転釜やスチコンなどでしょうか。もしくは、災害用移動釜を外で使用するのでしょうか。	加熱は必須ではありませんが、加熱する場合は通常使用している回転釜を使います。

新潟山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
167	要求水準書	75	第8	9	(1)	エ			災害時の給食	災害時の給食として「(救給カレー等)」とありますが、災害時に備え倉庫にて、7,100食分備蓄しておくとの理解よろしいでしょうか。その際、救給カレー等は、市が購入するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、災害時に備え倉庫にて、7,500食分備蓄します。後段については、ご理解のとおりです。
168	要求水準書	添付資料1							マンホールポンプについて	市が整備予定の下水道「マンホールポンプ」の位置は、添付資料1の位置で、決定でしょうか？あるいは、事業者による配置計画により、いづれか調整は可能となるのでしょうか？また、マンホールの仕様(耐荷重)などは、配送車の通行などは可能でしょうか？	前段については、添付資料1のマンホールはおおよその設置位置を示しており確定はしておりません。また、設置位置について事業契約後協議は可能ですが、大きな変更を認めることは想定しておりません。後段については、マンホールの上を配送車が通行可能な仕様(耐荷重)とする予定です。
169	要求水準書	添付資料1							事業用地及び管理区域に関する資料	電力の引き込み位置は、事業者の設計位置にて実施して頂けるものとして考えてよろしいでしょうか。	本施設への電力引込みは事業者の提案に委ねます。
170	要求水準書	添付資料1,12							事業用地図面、土地造成工事設計図	平面図、縦断面図にレベルの数値がありますが、これはT.P.+の表示との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書	添付資料3							添付資料3	添付資料3「特色ある献立」にてご提示いただいている献立の他、想定される手作りの献立をご教示ください。	手作りの献立は多数ありますが、その中で特色ある献立としては、添付資料4に記載の献立の他にグラタン等を想定しています。
172	要求水準書	添付資料5							添付資料5	設置する調理機器数や機器能力を考慮する為に、汁物、炒め物、和え物など、想定される献立の一人分の平均配分量をご教示ください。	汁物は220ml(麺の汁は300ml)、炒め物は50～200g、和え物は40～100gを想定しています。
173	要求水準書	添付資料5							献立	各献立の食料量をお示しください。	添付資料4を参考に計画してください。
174	要求水準書	添付資料6							基本設計成果品	成果物の中に「施工計画図、施工計画表」とありますが、基本設計段階では、具体的な計画をすることができないため、成果物から除いて頂きたいです。また「施工計画表」とは「概略設計・工事工程表」のことでしょうか。概略工程であれば提出は可能です。	「施工計画図」については概略の総合仮設計画図の提出を想定しています。また、「施工計画表」については概略の工事工程等の提出を想定しています。なお、概略の内容については基本設計段階での協議とします。
175	要求水準書	添付資料10							添付資料10	配送校内での配膳室までの経路、配送車両の停車位置などは事業者決定後に再度協議させていただけないでしょうか。	可とします。
176	要求水準書	添付資料13							調理補足資料	若草蒸しまんの水加減をおおよそでかまいませんので、正味分量をご提示ください。	水加減は適量です。
177	要求水準書	添付資料13							調理補足資料	若草蒸しまんの水は、①の時に他の食材とともに混ぜるのでしょうか。	①もしくは②のどちらでも結構です。
178	要求水準書	添付資料13							調理補足資料	要求水準書75頁 第8/9/(1)/オ 手作り給食 献立(想定)若草蒸しまん実施時献立(A献立・B献立共に)をご教示ください。	若草蒸しまんが含まれる献立(仮にA献立とします)でセットになる品目は、うどんと牛乳です。対になるB献立の品目は様々であり、お示しはできませんが、若草蒸しまんはスチームコンベクションオープンを使用するため、B献立にスチームコンベクションオープンを使用する品目は想定しておりません。
179	様式集	1	第1	3	(1)				留意事項	「正本・副本とも構成員及び協力企業の名称が類推できるような記載を行わない」とあります。構成員でも協力企業でもない(下請けなどの)企業名に構成員や協力企業との関連を類推できる要素がなければ実名でよいでしょうか。また、様式10-11には関心表明書を添付とありますが、関心表明書を出した企業の企業名は実名、匿名(墨消し)など、どのように判断すればよいでしょうか。	正本・副本とも構成員及び協力企業の名称が類推できるような記載を行わないでください。関心表明書、融資確約書についても構成員及び協力企業の名称が類推できる記載があれば黒塗りしてください。また、様式10-1への関心表明書添付は可としますが、添付を必須として求めておりません。
180	様式集	1	第1	3					留意事項	提案書の内容を補足説明するための「融資確約書」や「関心表明書」等の資料を提案内容の確証として提案書に添付しても宜しいでしょうか。	可とします。
181	様式集	1	第1	3					留意事項	「正本・副本とも構成企業の名称が類推できるような記載を行わないもの」とございますが、入札参加者グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	入札参加者グループに属さない企業であっても企業名から、構成員及び協力企業の名称が類推できるような記載は黒塗りしてください。(グループ企業等)
182	様式集	1	第1	3					留意事項	提案書の内容を補足説明するための「融資確約書」や「関心表明書」等の資料を提案内容の確証として提案書に添付しても宜しいでしょうか。また、それらの「融資確約書」や「関心表明書」等に記載されている構成企業の名称が類推ができる場合、正本は確証のため記載のままとし、副本は該当部分を黒色で塗りつぶすという理解でよろしいでしょうか。	前段については、質問回答No.180をご参照ください。後段については、質問回答No.179をご参照ください。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
183	様式集	3	第2	4	(2)	イ	(ア)		提案内容に関する提出書類(ファイルの体裁)	ファイルに関しては「パイプファイル」との記載がございますが、綴じ方を順守することを前提に「リングファイル」等を使用しても差支えないでしょうか。	可とします。
184	様式集	3	第2	4	(2)	イ	(イ)		提案内容に関する提出書類(図面集のインデックス使用)	「様式11 設計図書(図面集)」に関しても、適宜、インデックスを使用して整理してよろしいでしょうか。	可とします。
185	様式集	3	第2	4	(2)	イ	(ウ)		入札及び提案書に関する提出書類	各ファイルの表紙及び背表紙には、「新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 業務提案書」又は「新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 設計図書(図面集)」と記載とありますが、ラベルでの添付としても宜しいでしょうか。	可とします。
186	様式集	3	第2	4	(1)	エ			電子データを格納したCD-R又はDVD-Rの表面等には、「新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 提案書類電子データ」と「代表企業名」を記載すること。	様式「4-1入札書」から「様式4-2-7長期収支計画」の表紙及び背表紙には、「新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 参加資格審査に関する提出書類」と記載となっておりますが、同様式のCD-R又はDVD-Rの背表紙は「新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 提案書類電子データ」となっていますが、「参加資格審査に関する提出書類電子データ」でなくて宜しかったでしょうか。ご教示お願いいたします。	様式集において必要部分の修正を行います。
187	様式集	4	第2	4	(2)	イ	(ウ)		各ファイルの表紙及び背表紙には、「新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 業務提案書」又は「新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 設計図書(図面集)」と記載し、次のラベルを下部に添付すること。	左記文章ですと表紙・背表紙に記載する文言はどちらでも良いと解釈出来ますが、そのような理解で宜しいでしょうか。	様式5-1～10-3を綴じたファイルへは「新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 業務提案書」、様式11-1～11-14を綴じたファイルへは「新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 設計図書(図面集)」と表紙及び背表紙へ記載してください。 様式集において必要部分の修正を行います。
188	様式集	4	第2	4	(2)	イ	(オ)		提案内容に関する提出書類(電子データの提出方法)	「様式11 設計図書(図面集)」についても、Microsoft社製のWord形式またはExcel形式で作成し、PDF形式と合わせてデータ保存のうえ提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	様式集	8	第3	1	(2)				様式番号11設計図書(表紙)	提案内容に関する提出書類の表紙は夫々①～通し番号が付してありますが、設計図書(表紙)への通し番号の記載は無しで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提案書作成の都合により番号を記載することが望ましい場合は事業者の提案に委ねます。
190	様式集	13							様式2-2 構成表	記載する会社情報は、本社の所在地、代表者名等になりますでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店の所在地、代表者名等になりますでしょうか。	岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿に登録されている会社情報を記載してください。なお上記名簿へ未登録の場合、本社の所在地、代表者名等を記載してください。
191	様式集	13							様式2-2	様式2-2に記載する担当者は営業担当者を記載するのでしょうか。	適切な担当者を記載してください。
192	様式集	16							様式2-3	日付は委任状締結日もしくは、参加表明書提出日でしょうか。	参加表明提出日以前としてください。
193	様式集	16							様式2-3	委任状の印鑑は使用印で宜しいでしょうか。	可とします。
194	様式集	16							様式2-3 委任状(代表企業)	記載する会社情報は、本社の所在地、代表者名等になりますでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店の所在地、代表者名等になりますでしょうか。	岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿に登録されている会社情報を記載してください。なお上記名簿へ未登録の場合、本社の所在地、代表者名等を記載してください。
195	様式集	17							様式2-4	委任状(受任者)とは、参加資格申請の提出者と異なっても良いという認識で宜しいでしょうか。	本様式の受任者欄へ記載する担当者と参加資格申請の提出者は一致させてください。
196	様式集	18							証明書の有効日付について	添付書類⑤の「一級建築士事務所の登録を受けた～書類」は参加資格審査申請日より何ヶ月以内に発行したものが有効になりますか。	証明書記載の有効期間に参加資格審査申請書類提出期限日が含まれている証明書(写し可)を提出してください。
197	様式集	18～23							様式2-5	添付書類に記載されている仕様書とは、延べ面積等が記されている施設のパンフレットなどを添付すればよろしいでしょうか。	施設の発注者が作成したパンフレットや、発注者と共同で作成したパンフレット等、発注者がパンフレットの内容について確認・了解しているもので、必要な項目が記載されているものであれば可とします。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
198	様式集	18~23							様式2-5	添付資料として「企業単体の減価償却明細表(直近2期分)」が必要となっていますが、作成していない事業者もあります。作成されていない場合は不要という理解でよろしいでしょうか？	当該減価償却明細表(直近2期分)の添付は必須です。
199	様式集	18~23							様式2-5	設計企業と工事監理企業が同一場合、様式2-5を設計企業と工事監理企業分をそれぞれ作成するのでしょうか、それとも、工事監理企業の実績は記載不要なので、設計企業及び工事監理企業で1枚の作成で宜しいでしょうか。また、添付資料も1部提出で宜しいでしょうか。	設計企業と工事監理企業が同一場合、設計企業及び工事監理企業で1枚の作成を可とします。また、添付資料も1部提出を可とします。
200	様式集	18~23							様式2-5	様式2-5に記載する実績は3件までとなっておりますが、1件の記載でも宜しいでしょうか。また、3件記載した場合と、評価に差が生じるのでしょうか。	前段については、可とします。後段については、参加資格申請書類は技術評価の対象外です。
201	様式集	18~23							様式2-5	添付資料の会社概要は、HPの写しを印刷して提出すれば宜しいでしょうか。	可とします。
202	様式集	18~23							様式2-5	添付資料に一級建築士事務所の登録証明書を提出とありますが、公告日以降で原本を提出でしょうか。	質問回答No.196をご参照ください。
203	様式集	18~23							様式2-5	添付資料の業務実績が記載された、契約書及び仕様書の写しを提出とありますが、PUBDISの業務カルテ写しを提出しても宜しいでしょうか。	可とします。
204	様式集	18~23							様式2-5 参加資格審査申請書	参加資格審査申請書の様式2-5について、共同企業体受注実績を掲載する場合、契約金額は守秘義務契約を締結しているため公表を控えてもよいでしょうか。	可としますが、契約金額欄に公表不可の理由を簡潔に記載してください。
205	様式集	19							様式2-5 添付書類	添付書類②、④企業の単体及び連結の貸借対照表、損益計算書2期分は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET)掲載の有価証券報告書の提出でよろしいでしょうか。	可とします。
206	様式集	19							様式2-5 添付書類	建設企業の添付書類「⑥業務実績が記載された契約書及び仕様書等の写し」は、コリンズのみを添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、完成登録(竣工登録)のあるものとします。
207	様式集	23							様式2-5 参加資格申請書 (その他企業)	添付書類②~④について、有価証券報告書を発行している企業は有価証券報告書の添付書類②~④に該当するページのみを添付すれば宜しいでしょうか。または、有価証券報告書をご提出の方が宜しいでしょうか。	②~④に該当するページのみを提出してください。
208	様式集	23							様式2-5 参加資格申請書 (その他企業)	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、本事業における業務内容には「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	様式集								施設整備費内訳書	様式4-2-2 Ⅲ.建設業務の内訳にv.調理設備工事を記入するようになっていますが、建設企業とは別に、調理設備企業が記入すると考えて宜しいでしょうか。	事業者にて調整ください。
210	様式集								(様式4-2-4) 維持管理業務費 内訳書 (様式4-2-5) 運営業務費内訳書	SPC管理費用(SPC利益、税務・監査報酬等)はいずれかの様式の「V. その他費用」にまとめて計上すればよろしいでしょうか。それとも按分する必要がありますでしょうか。	様式4-2-5運営業務費内訳書「V. その他費用」へ計上してください。
211	様式集								様式4-2-6	光熱水費及び配送車燃料費の単価についても1食単価と同様に小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	様式集								様式4-2-7	指標に「※割引率」とございますが、この項目は何を記載すればよろしいでしょうか。	様式集において必要部分の修正(「※割引率」を削除)を行います。
213	様式集	69							様式10-3 地域経済・社会 への貢献①	市内企業への発注のカウントについて、市外の構成企業から一次下請企業(市外の構成企業の関連会社)を通じ2次下請企業へ発注する場合(特に資機材の調達については)計上を認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
214	様式集	69							(様式10-3) (3)地域経済・社会 への貢献①	本様式は指定様式であり、落札者決定基準においても【定量評価】と記載があることから、市内企業の発注額のみが評価対象となり、その他の内容(例えば発注内容の詳細や発注先リストなど)を記載することは不可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	様式集	67 68							(様式10-2) (2)リスク管理及び 業務の品質確保	P.7(様式一覧表)では、最大枚数「必要枚数」とありますが、P.67、68の冒頭部分には(様式10-2[●/2])とあります。本様式は2枚以内で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	枚数は「必要枚数」とします。冒頭部分のページ番号は任意で変更してください。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
216	様式集	67 68							(様式10-2) (2)リスク管理及び 業務の品質確保	本様式は指定様式であり、記載要領において記載すべき事項が明示されていることを踏まえ、リスク分担表等を添付することは不可との理解でよろしいでしょうか。	添付を可とします。
217	様式集	72							様式11 設計図書	指定いただいた縮尺で図面を作成した際、A3の書式に収まらないもしくは図面が小さくなり過ぎてしまう場合、事業者の任意の縮尺とさせていただいてもよろしいでしょうか。	配置図は原案のとおりとしますが、平面図等については1/250へ変更します。様式集において必要部分の修正を行います。
218	様式集	72							縮尺について	縮尺が指定されている図面がありますが、縮尺が小さい場合は、任意のスケールでの提案でも構いませんか？	指定した縮尺で提出ください。
219	様式集	72							様式11-12 厨房設備機器リスト	項目「モデル」の欄には、調理設備の型式を記載すればよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	様式集	72							様式11-4 全体配置図(外構を 含む)	外構計画において、雨水排水放流先の指定又は制限がありますか。	質問回答No.107をご参照ください。
221	様式集	75							様式11-10(10)調理 設備計画	調理設備の能力記載について、「煮物・汁物調理」で「0ml×7,500食」と記載がありますが、食数同様、1食あたりの量も事業者設定ではなく市の献立によるものなので、数値をお示しください。 また、2献立のため、合計の7,500食ではなく「3,000食と4,500食」に分けて算出したほうがより実態の沿った試算となりますが、そのように提案してもよろしいでしょうか。	様式集(修正版)をご参照ください。
222	様式集	75							様式11-10(10)調理 設備計画	煮炊き釜で調理する品目は、令和4年10月20日公表の「要求水準書(案)に関する質問回答No.32」にて、2献立で合わせて「最大3品の調理を想定」とお示し頂いておりますが、様式集の指示内容では、1品のみの記載でよいようにとれます。事業者によって想定メニューが異なると、試算結果が大きく異なる可能性があるため、具体的な献立名(既に公表いただいている「添付資料5 週間献立(想定)」の中の献立がよいと考えます)、および食材量、調理量等の数値を指定いただき、各事業者の試算条件が同一となるよう、改めてご指示いただければと存じます。	質問回答No.219をご参照ください。
223	様式集	75							様式11-10(10)調理 設備計画	調理設備の能力記載について、「煮物調理」以外の品目については、調理食数の記載がありませんが、1献立あたりの最大食数4,500食で試算すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集(修正版)をご参照ください。
224	様式集								その他	提案書の内容を具体的に説明するにあたり添付資料を別紙に設けてもよろしいのでしょうか。また可能であった場合、一つの様式につき枚数の制限はありますでしょうか。	提案書の構成は様式集記載事項を厳守してください。
225	様式集								受付記号の記載	受付記号は業務提案書ごとの「表紙」のみに記載し、個々の様式には記載不要(余白に枠などを設けて記載する必要はない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集において必要部分の修正(様式集(Excel)の提案受付記号の枠を削除)を行います。
226	落札者決定基準	5	第2	3					価格評価の点数化 方法	価格評価については、入札価格が提案の上限価格の90%を少しでも、下回れば満点との解釈でしょうか。	落札者決定基準記載の計算式のとおりです。
227	落札者決定基準	9	別紙	5	(3)				市内企業への発注 を通じた、地域経済 への貢献について提 案がなされている か。【定量評価】	市内企業への発注額は「設計・工事監理・建設業務費」が対象とのことですが、施設供用開始後の維持管理・運営に係る市内企業への発注額は評価対象から除外される、との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
228	落札者決定基準	9	別紙						市内企業への発注 額	確認ですが「参加グループの市内企業である構成企業がSPCから受注した金額及び参加グループの構成企業から市内企業である一次下請企業への発注額」とありますが、ここでいう「一次下請」とは、SPCから建設企業(構成企業)への発注額ではなく、建設企業(構成企業)から一次下請への発注額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	落札者決定基準	9	別紙						市内企業への発注 額	本算出式で市内企業への発注額を算出すると、市内企業に対し構成企業・協力企業(元請け)として発注するより、一次下請けとして発注するほうが発注額が高額となります。したがって、市内企業を構成企業・協力企業として参画していただくインセンティブが低減することが懸念されるため、算出式について、再検討して頂けないでしょうか。	本事業に多くの市内企業が携わることで、地域経済・社会の活性化につながるため、市内企業への発注額の対象を構成企業(元請け)だけに限定せず、一次下請けまでの発注額を対象にしており、原案のとおりとします。
230	基本協定書(案)	2	第3条	4					SPCの設立	債権者ではない貴市に対して担保提供することはハードルが高いため、SPCの株式を担保提供することについて削除頂きますようご検討をお願い致します。	事業の安定性を確保するため、原案のとおりとします。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
231	基本協定書(案)	5	第6条	3	(6)				事業契約	本事業に関して、岡山市指名停止基準別表第7項第1号若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当した場合、指名停止になるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	基本協定書(案)	5	第6条	4					事業契約	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、落札者が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	各企業はコンソーシアムを組成する相手方を選定する責任があります。負担については、コンソーシアムでの内部関係で処理してください。原案のとおりとします。
233	基本協定書(案)	5	第6条	4					事業契約	違約金が落札金額(税込)の10分の2と他案件と比較高い設定となっておりますので、落札金額(税込)の10分の1に変更いただけませんか。	原案のとおりとします。
234	基本協定書(案)	5	第6条	4					事業契約	「…(同上第)3項第1号アからエまでに該当するときは、落札者は、…本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の2に相当する金額の違約金を市に支払う…」とありますが、第3項第1号アからエ以外の場合の具体的な違約金をご教示ください。(例)落札金額の10分の1等	基本協定書第10条第2項に定めがあります。
235	基本協定書(案)	6	第9条	1					有効期間	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、事業契約書においても基本協定書と同様の事由による違約金(契約保証金)が規定されておりますので、基本協定書における違約金(第6条及び第10条)については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	基本協定書第10条第4項のとおり、事業契約に基づいてSPCが違約金を支払った場合は、基本協定に基づく違約金は請求しません。原案のとおりとします。
236	基本協定書(案)	6	第10条	2					本協定の解除等	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、第10条第1項第1号または第2号に該当したことにより違約金が課される場合、代替企業を選定することで事業が継続可能な場合は、当該違約金は課されない建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原案のとおりとします。
237	基本協定書(案)	6	第10条	2					本協定の解除等	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、落札者が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	質問回答No.232をご参照ください。
238	基本協定書(案)	6	第10条	2					本協定の解除等	本項に規定される違約金は、同条第1項にしたがい事業契約成立後に発生するものと理解しておりますが、この理解で正しいか念のため確認させてください。	ご理解のとおりです。
239	事業契約書(案)	5	第1章	第1条	1	(50)			不可抗力	不可抗力に新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の事態も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	感染症等の蔓延等は不可抗力に含まれますが、当該事象が具体的状況下で不可抗力と判断されるかについては、国や自治体等が示す指針等の内容、社会状況等を考慮して個別具体的に判断します。
240	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	1				契約保証金	契約保証金に代えて履行保証保険契約を締結する場合、「施設整備期間中」と「開業準備期間中及び維持管理運営期間中」に分けて履行保証保険契約を締結することを認めていただけますでしょうか。	質問回答No.41をご参照ください。
241	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2				契約保証金	「契約保証金の額を契約金額の10分の1以上としなければならない。」とありますが、一般的な給食PFI事業契約では「サービス対価●●の10分の1以上」と指定が多いものと思われまます。第8条2の契約金額は何をさすものなのか、具体的にお示し頂けますようお願いいたします。	事業契約の契約金額を指します。
242	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2				契約保証金	事業契約締結と同時に付す保証について、「…保証に係る契約保証金の額、有価証券等の価額、保証金額又は保険金額は、契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の10分の1以上としなければならない。」とありますが、施設整備期間における保証は契約金額ではなく施設整備費の10分の1以上(消費税及び地方消費税を含む)に変更可能でしょうか。	原案のとおりとします。
243	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2				契約保証金	事業契約締結と同時に付す保証について、保証に係る契約保証金の額、有価証券等の価額、保証金額又は保険金額は、契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の10分の1以上としなければならないとありますが、維持管理運営業務に係る保証も施設整備期間にも付さなければいけないということでしょうか。施設整備期間における保証は契約金額ではなく施設整備費の10分の1以上(消費税及び地方消費税を含む)に変更していただくことについて協議することは可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、施設整備期間における保証は契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の10分の1以上としてください。

新潟山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
244	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2				契約保証金	事業契約締結と同時に付す保証について、保証に係る契約保証金の額、有価証券等の価額、保証金額又は保険金額は、契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の10分の1以上としなければならないとありますが、維持管理運営業務に係る保証も施設整備期間にも付さなければいけないということでしょうか。施設整備期間における保証は契約金額ではなく施設整備費の10分の1以上(消費税及び地方消費税を含む)に変更していただくことについて協議することは可能でしょうか。	質問回答No.243をご参照ください。
245	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2				契約保証金	事業契約締結と同時に付す保証について、保証に係る契約保証金の額、有価証券等の価額、保証金額又は保険金額は、契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の10分の1以上としなければならないとありますが、施設整備期間内の保証は、契約金額ではなく施設整備費の10分の1以上(消費税及び地方消費税を含む)に変更していただけないでしょうか。	質問回答No.242をご参照ください。
246	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2				契約保証金	事業契約締結と同時に付す保証について、契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の10分の1以上としなければならないとありますが、維持管理運営業務に係る保証も施設整備期間にも付さなければいけないということでしょうか。施設整備期間における保証は契約金額ではなく施設整備費の10分の1以上(消費税及び地方消費税を含む)への変更協議に応じていただけないでしょうか。	質問回答No.243をご参照ください。
247	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2				契約保証金	引渡し日以前の契約保証金の金額について、他のPFI案件でも施設整備費相当額(税込)の10分の1が一般的ですので、本件についてもサービス対価A(税込)の10分の1としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
248	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	引渡し日の翌日以後における契約保証額について、「…第2項の定めにかかわらず、契約金額から既済部分を控除して得た額の10分の1以上とすることができる。」とありますが、例えば供用開始事業年度ですと、保証金額はサービス対価B及び15年分のサービス対価Cの10分の1以上ということになるかと思えます。こちらを同事業年度はサービス対価B及び一事業年度のサービス対価Cの10分の1以上に変更可能でしょうか。	前段については、事業契約書第8条第6項のとおり、供用開始事業年度は、サービス対価B及びサービス対価Cの全額の10分の1以上の保証額とすることができます。後段については、原案のとおりとします。
249	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	「引渡し日以後における契約保証にかかる保証の額は、第2項の定めにかかわらず、契約金額から既済部分を控除して得た額の10分の1以上とすることができる」とありますが、例えば供用開始事業年度ですと、保証金額はサービス対価B及び15年分のサービス対価Cの10分の1以上ということになるかと思えます。こちらを同事業年度はサービス対価B及び一事業年度のサービス対価Cの10分の1以上に変更いただくことについて協議することは可能でしょうか。	前段については、質問回答No.248をご参照ください。後段については、変更協議には応じません。
250	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	「引渡し日以後における契約保証にかかる保証の額は、第2項の定めにかかわらず、契約金額から既済部分を控除して得た額の10分の1以上とすることができる」とありますが、例えば供用開始事業年度ですと、保証金額はサービス対価B及び15年分のサービス対価Cの10分の1以上ということになるかと思えます。こちらを同事業年度はサービス対価B及び一事業年度のサービス対価Cの10分の1以上に変更いただくことについて協議することは可能でしょうか。	質問回答No.249をご参照ください。
251	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	「引渡し日以後における契約保証にかかる保証の額は、第2項の定めにかかわらず、契約金額から既済部分を控除して得た額の10分の1以上とすることができる」となっておりますが、オープン年度でいえば、保証金額はサービス対価B及び15年分のサービス対価Cの10分の1以上ということになると想定しております。こちらを、同事業年度はサービス対価B及び一事業年度のサービス対価Cの10分の1以上に変更していただけないでしょうか。	質問回答No.248をご参照ください。
252	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	「引渡し日以後における契約保証にかかる保証の額は、第2項の定めにかかわらず、契約金額から既済部分を控除して得た額の10分の1以上とすることができる」とありますが、供用開始事業年度は、保証金額はサービス対価B及び15年分のサービス対価Cの10分の1以上となるのでしょうか。同事業年度はサービス対価B及び一事業年度のサービス対価Cの10分の1以上への変更協議に応じていただけないでしょうか。	質問回答No.249をご参照ください。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
253	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	引渡し日翌日以降の契約保証金につきまして、金額が「契約金額から既済部分を控除して得た額の10分の1以上」とありますが、契約金額から支払済のサービス対価を控除して、これから支払を受ける額の10分の1以上と同義という理解でよろしいでしょうか。その場合、当該契約保証金額は、他のPFI事業事例に比較して過大であり、また、当該契約保証金額を資金調達すると調達費(金利)で事業費を圧迫してしまいます。契約保証金額は年間のサービス対価C(税込)の10分の1以上としていただけないでしょうか。	前段については、既済部分とは既に完了した業務(サービス対価支払いの有無は問わない)の対価に相当する額を指し、引渡し日の翌日以降は契約金額から当該額を控除した金額の10分の1を保証の額とすることができます。後段については、原案のとおりとします。
254	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	引渡し日翌日以降の契約保証金について、金額が「契約金額から既済部分を控除して得た額の10分の1以上」とございますが、契約金額から支払済のサービス対価を控除して、これから支払を受ける額の10分の1以上と同義という理解でよろしいでしょうか。その場合、当該契約保証金額は、他のPFI案件の比較して過大であり、また、当該契約保証金額を資金調達すると調達費(金利)で事業費を圧迫し、質の高い提案をすることが困難となりますので、契約保証金額は年間のサービス対価C(税込)の10分の1以上としていただけないでしょうか。	質問回答No.253をご参照ください。
255	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	「引渡日の翌日以後において、契約保証の期間を分割することができる」とありますが、引渡日までは、契約金額のうちサービス対価A相当額(消費税等含む)の1/10以上の契約保証を付し、引渡日までに契約金額のうちサービス対価Aを除く相当額(消費税等含む)の1/10以上の保証を付すことができる。との理解でよろしいでしょうか。	引渡日までは契約金額の10分の1以上の保証の額としてください。引渡日の翌日以後は事業契約書第8条第6項に従って、契約保証期間の分割及び保証の額から既済部分を控除することができます。
256	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2				契約保証金	契約保証金を代替する手段としての履行保証保険契約について事業契約書第8条に記載されている以外に必要な要件(保険契約者の範囲、被保険者の範囲、質権設定等の諸条件)について、ご説明をお願いします。	保険契約者はSPC、被保険者は市としてください。保険金請求権に対する質権設定は認められません。
257	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	2				契約保証金	入札説明書別紙2 1(1)の表 サービス対価A1に記載の保証契約を締結し保証証券を市に寄託する予定がある場合の契約保証金額は、予め契約保証金額から前払い金相当額(消費税等含む)を控除すると考えてよろしいでしょうか。	サービス対価A1を受けるための保証は、契約保証金の保証の額から控除することはできません。
258	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	「事業者は、引渡し日の翌日以後において」とありますが、引渡し日の翌日以後、つまり開業準備期間中及び維持管理運営中も契約保証金が必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	上記(質問回答No.258)が正しいのであれば開業準備期間中及び維持管理・運営期間の約15年間、契約保証金を納付し続けることは事業者にとって、多額の資金を固定化しなければならず、コストが多くなることから、維持管理・運営期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
260	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	「第2項の定めにかかわらず、契約金額から既済部分を控除して得た額」とは、何をさすものなのか具体的にお示しくいただけますようお願いいたします。	既済部分とは、既に完了した業務(サービス対価支払いの有無は問わない)の対価に相当する額を指します。引渡し日の翌日以降は契約金額から当該額を控除した金額の10分の1を保証の額とすることができます。
261	事業契約書(案)	9	第1章	第8条					契約保証金	「ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない」とありますが、履行保証保険について、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までに数日かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証書を提出し、保険証券が発行されたい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	入札説明書記載のとおり、事業契約の締結にかかる市議会の議決日までに保険証券を提出することとしてください。
262	事業契約書(案)	9	第1章	第8条					契約保証金	契約保証金額を契約保証金の納付と履行保証保険を組み合わせること(保険で保証金額の一部をカバーすること)は許容されるでしょうか。	不可とします。
263	事業契約書(案)	9	第1章	第8条	6				契約保証金	引渡し日翌日以降の契約保証金について、保証期間を1年毎で分割出来るようご検討いただけないでしょうか。維持管理運営期間における履行保証契約は1年更新のみとなっておりますので、事業者が履行保証保険契約で対応したいケースを鑑みてご再考いただけますようお願い致します。	事業契約書第8条第6項のとおり、引渡し日の翌日以後は、3年以上の保証期間としてください。
264	事業契約書(案)	26	第4章	第39条	4				契約不適合責任	「…供用開始から2年以内でなければ」とありますが、「引渡日から2年以内でなければ」に変更をお願いします。	原案のとおりとします。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
265	事業契約書(案)	26	第4章	第39条	5				契約不適合責任	「…供用開始日から1年が経過する日…」とありますが、「引渡日から1年が経過する日…」に変更をお願いします。	原案のとおりとします。
266	事業契約書(案)	26	第4章	第39条	12				契約不適合責任	「…請求等を行うことができる期間は、これを供用開始日から10年とする。」とありますが、「引渡日から10年」に変更をお願いします。	原案のとおりとします。
267	事業契約書(案)	30	第7章	第45条	2				費用負担	「施設供用業務の遂行に当たって必要となる光熱水費」は入札説明書別紙1に規定される「光熱水費」と同義であり、サービス対価の対象だと理解しております。この場合、本項は入札説明書別紙2-1(1)の内容が矛盾するように思えますが、光熱水費に関しては入札説明書が正であり、「施設供用業務の遂行に当たって必要となる光熱水費」は市負担であることを確認させていただきます。	事業契約書第45条2項は、サービス対価に含めた光熱水費を除いて市は光熱水費(市専有部分の使用電力量を除く)を負担しないという趣旨の条文です。入札説明書の記載と矛盾するものではありません。
268	事業契約書(案)	40	第9章	第60条	1	(16)			事業者側の事由による解除	基本協定書(案)第6条第3項第6号は事業契約締結以前の段階を規定するものと理解しております。事業契約締結後に「建設企業、設計企業、(中略)その他企業」が「岡山市指名停止基準別表(中略)のいずれかに該当することを理由として」指名停止されたときは、本条の規定により事業契約が解除されることはないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約成立後、基本協定書第6条第3項第6号に該当した場合、基本協定書第10条第1項における基本協定の解除事由に該当します。基本協定の解除は、事業契約書第60条第1項第7号により事業契約の解除事由としています。
269	事業契約書(案)	41	第9章	第64条	1	(1)			引渡し日前の解除の効力	合格部分(出来形)には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	事業契約書(案)	41~42	第9章	第64条	1	(1)~(3)			引渡し前の解除の効力	「合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払う」とありますが、「合格部分」若しくは「施設整備に要した費用」には設計業務の基本設計図書や実施設計図書も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲において、ご理解のとおりです。
271	事業契約書(案)	41~42	第9章	第64条	1	(1)~(3)			引渡し前の解除の効力	「合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払う」とありますが、「合格部分」若しくは「施設整備に要した費用」には事前調査費、SPC設立費用、建中金利、金融費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲において、ご理解のとおりです。
272	事業契約書(案)	44	第9章	第66条	4				損害賠償	第2項(1)(2)に該当することによる違約金の発生は、基本協定書(案)第10条2項に規定する違約金の発生と重複している事由が認められます。この場合、前者にしたがうと「契約保証金等に係る保証の額相当額」、後者にしたがうと「本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税に相当する金額の合計額の10分の1」の違約金が発生することになりますが、どちらを正と理解すればよろしいでしょうか。ご教示いただきたく存じます。	基本協定と事業契約に基づく違約金の徴収事由が重複している場合、原則として事業契約に基づき違約金を徴収することとします。この場合、基本協定書第10条第4項に基づき基本協定書第10条2項に規定する違約金は徴収しません。
273	事業契約書(案)	44	第9章	第66条					損害賠償	第66条に違約金の支払いに関する事項が記載されていますが、具体的な金額をご教示ください。(例)サービス対価Aの10/100等	事業契約書第66条第4項のとおり、第66条第2項各号に該当した日における保証の額相当額となります。
274	事業契約書(案)	55	別紙5	1	(2)				施工関連書類	書類表中の「下請け業者一覧表」は、建設業法第24条の8に規定する「施工体制台帳及び施工体系図」に変えて提出してもよろしいでしょうか。	可とします。
275	事業契約書(案)	58	別紙7						事業者等が付保する保険	開業準備期間及び維持管理・運営期間中において、貴市が本施設に関して付保する保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示いただけないでしょうか。	本施設に対して、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定です。災害共済金の対象となる損害は、火災、落雷、破裂・爆発、外部からの物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災・水災・雪災、土砂崩れであり、このうち、風災・水災・雪災、土砂崩れによる損害の災害共済金は、通常の方法で計算された額の100分の50に相当する額となります(詳細については全国市有物件災害共済会のホームページをご確認ください)。なお、共済責任額(災害共済金の最高限度額)は、本施設引き渡し後、共済加入の段階で明らかになるため、現時点ではお示しすることはできません。
276	事業契約書(案)	58	別紙7						事業者等が付保する保険	実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までにおよそ1ヵ月程度かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行され次第提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	保険契約締結後、保険証券が発行され次第速やかに提出してください。

新岡山学校給食センター(仮称)整備運営事業 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	第1章	1	(1)	ア	(ア)	a	項目名	質問の内容	回答
277	事業契約書(案)	58	別紙7						事業者等が付保する保険	引渡し後に付す保険である第三者賠償責任保険の保険期間について、「本件施設の引き渡し日の翌日から維持管理・運営終了日までとする」とありますが、引渡し後に付す保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することで宜しいでしょうか。	可とします。
278	事業契約書(案)	58	別紙7						事業者が付保する保険	より効果的な保険設計とするべく、現「岡山学校給食センター」にて付保している保険の詳細をご教示いただけないでしょうか。	現岡山学校給食センターに対して、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保しており、災害共済金の対象となる損害は、質問回答No.275と同様です。 また、共済責任額(災害共済金の最高限度額)は、下記のとおりです。 給食センター(鉄骨造2階建、延床面積1,266㎡)・・・286,900,000円 ボイラー室(コンクリートブロック造平屋建、延床面積65㎡)・・・4,110,000円 倉庫(鉄骨造2階建、延床面積114㎡)・・・6,910,000円
279	事業契約書(案)	62	別紙10	1	(2)				月報	月報の提出が「翌月10日まで」とございますが、GW等の連続休業日が重複する可能性がある為、「翌月10営業日まで」としていただけないでしょうか。 (四半期報告書、及び運営の月報、四半期報告書も同様)	提出期限日が土日祝日の場合は、翌営業日の提出とすることを認めます。
280	事業契約書(案)								事業仮契約書	「岡山市議会で否決されたときは、この仮契約書は無効とし、発注者は一切の責任を負わない」とありますが、この場合は当然事業者も一切の責任を負わないと理解しておりますが、この理解で正しいか念のため確認させてください。	事業者に帰責事由がある場合は、事業者に責任が生じます。
281	その他									リスク分担表などがあれば、お示ください。	お示しできる資料はありません。